

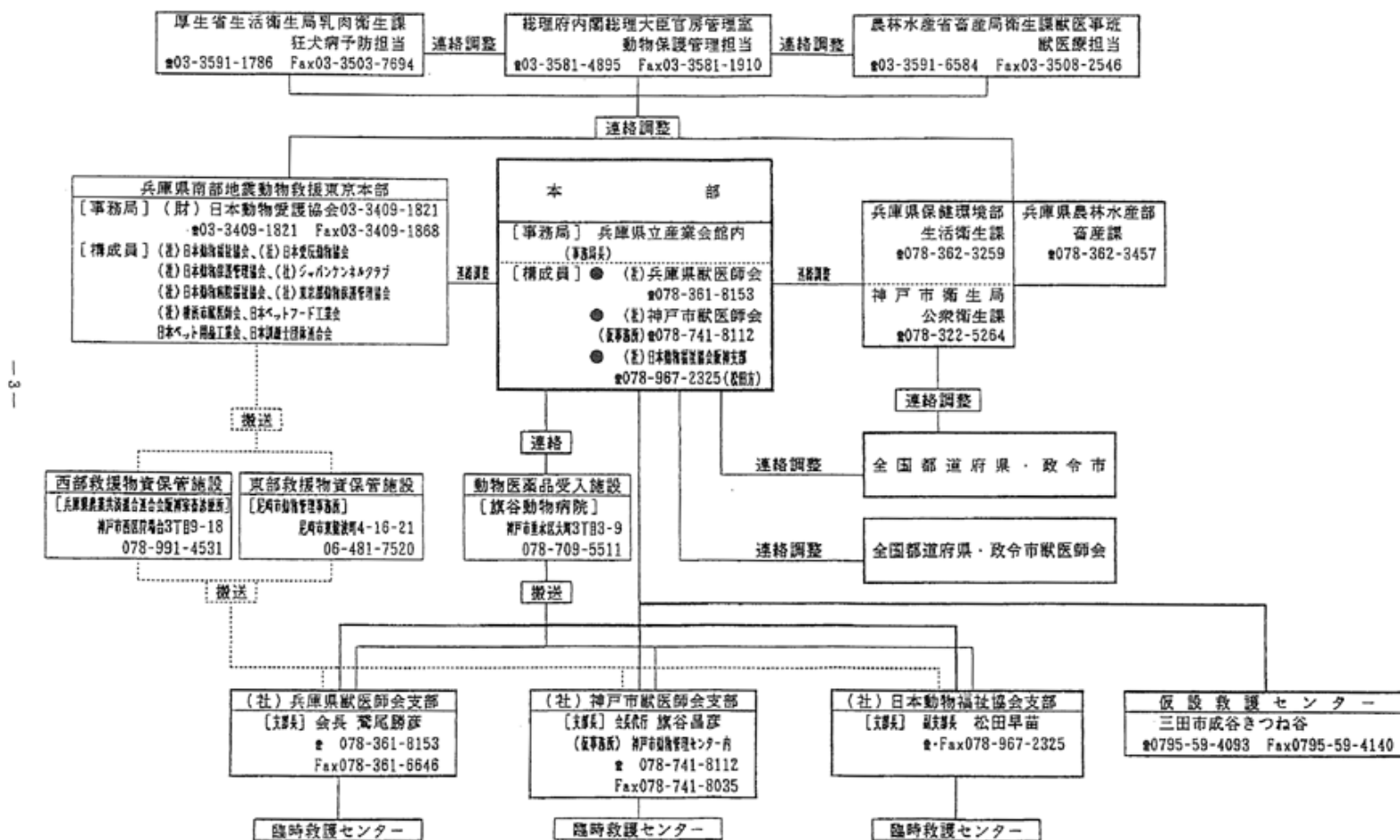
1) 兵庫県南部地震動物救援本部の沿革

兵庫県南部地震動物救援本部の沿革

- 1月17日 地震発生
- 1月20日 総理府の指導・助言のもと、「兵庫県南部地震動物救援東京本部」を設置(事務局 (財) 日本動物愛護協会 構成団体12団体)。
東京本部は、兵庫県への寄付金、救護物資および人的な援助を約束。
- 1月21日 兵庫県および神戸市の指導により、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会および(社)日本動物福祉協会阪神支部は、兵庫県獣医師会々長を本部長として、「兵庫県南部地震動物救援本部」(兵庫県立産業会館内)を設置。
1. 救済活動は、原則としてこれら3団体のボランティア活動として実施し、兵庫県および神戸市がその活動の調整と指導を行う
2. 放浪、所有権放棄、一時保護等の動物は、当面各動物病院又はボランティアの施設で収容、保管することが合意された。
- 1月26日 動物救援本部設置要綱を作成。
兵庫県南部地震動物救援本部の設置を記者発表。
- 1月27日 増大する被災動物に対応するため、神戸市動物管理センター内に臨時の神戸動物救護センターを設置、動物の収容を開始。
WSPA(世界動物保護協会)のスタッフ来訪。
- 2月13日 三田動物救護センター完成。
- 2月14日 三田動物救護センターで、被災動物の収容を開始。
- 2月20日 (社)日本獣医師会が中心となり、兵庫県南部地震動物救援活動支援のボランティア獣医師の募集を開始。
- 3月25日 神戸・三田動物救護センター、プレハブ・パドック式犬舎の工事着工。
(新たな神戸動物救護センターは、神戸市より無償提供された土地に建設)
- 5月13日 神戸動物救護センター、プレハブ・パドック式犬舎の完成。
翌日、神戸市動物管理センター敷地内から収容動物の移転を開始。
- 5月25日 常陸宮殿下ならびに同妃殿下が神戸動物救護センターをご訪問。
- 6月8日 動物救護センターの今後の事業展開について記者発表、関係機関へ通知。
[内容]
1. 餌の配布、放浪動物および負傷動物の保護・収容は終了。
2. 一時預かり、所有権放棄動物の引き取りは8月末日をもって終了(予定)。
3. 里親事業は、今後積極的に実施。
- 7月31日 三田動物救護センター、プレハブ・パドック式犬舎の完成。
- 8月7日 人の遭難所閉鎖延期にもとずき、被災動物の受け入れも8月末日まで延期することを発表

兵庫県南部地震動物救援本部組織・連絡体制図

兵庫県南部地震動物救援本部組織・連絡体制図



兵庫県南部地震動物救援本部設置要綱

(目 的)

第1条 震災で被害を受けた動物の救援を行うため、兵庫県南部地震動物救援本部(以下「本部」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 本部は、次の救援活動を行うものとする。

- (1)飼養されている動物に対する餌の配布
 - (2)負傷している動物の収容・治療・保管
 - (3)飼養困難な動物の一時保管
 - (4)放浪動物の保護
 - (5)所有者及び里親探し並びに情報提供
 - (6)その他動物に係わる相談等
- 2 本活動は、動物保護の立場から行うものであり、原則としてボランティア活動として行う。
- 3 活動の具体的な内容については、第7条に規定する各支部毎に別途定めるものとするが、重要な事案等については、第8条に規定する代表者会議を開催して決定するものとする。
- 4 収容・保護した動物については、第13条に規定する臨時救護センター及び仮設救護センターで保管するものとする。

(活動範囲)

第3条 救援活動を行う範囲は、原則として次の市町内の被災を受けた区域(以下「被災区域」という。)とする。

ただし、被災区域に隣接する区域で、被災区域と同様の被害を受けていると認められる場合に当たっては、救援活動を行うものとする。

- (1)神戸市
- (2)尼崎市
- (3)西宮市
- (4)芦屋市
- (5)宝塚市
- (6)伊丹市
- (7)川西市
- (8)明石市
- (9)三木市
- (10)加古川市
- (11)津名郡
- (12)洲本市
- (13)三原郡

(救援対象動物)

第4条 救援を行う動物は、原則として前条の区域で飼育されている犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物で、明らかに被災により救援を必要としている動物とする。

(実施時期)

第5条 平成7年1月から実施するものとし、終期については、第2条に規定する活動毎に別途本部長が決定するものとする。

(本部構成)

第6条 本部は、次の団体で構成するものとする。

- (1)(社)兵庫県獣医師会
 - (2)(社)神戸市獣医師会
 - (3)(社)日本動物福祉協会阪神支部
- 2 本部に本部長を置き、(社)兵庫県獣医師会会長を本部長とする。
- 3 事務局は、兵庫県立産業会館内に置くものとする。
- 4 事務局に事務局長1名、事務局員3名を置き、次の事務を行うものとする。
- (1)兵庫県南部地震動物救援東京本部、関係行政機関及び各種ボランティア団体等との連絡・調整
 - (2)各支部との調整
 - (3)各支部等からの活動報告の集計
 - (4)義援金の収入・支出管理
 - (5)救援物資の調達、各支部等への配布
 - (6)ボランティア希望者の登録、各支部への派遣調整等
 - (7)仮設救護センターの管理
 - (8)代表者会議の開催
 - (9)報道機関対応
 - (10)その他各支部で処理できない事務等
- 5 本部に監事を置き、義援金の収入・支出状況について監督を行う。
監事は、第1項の構成員から各1名選出するものとする。

(支 部)

第7条 本部の下部組織として次の3支部を置き、各支部に支部長を置く。

- (1)(社)兵庫県獣医師会支部
- (2)(社)神戸市獣医師会支部
- (3)(社)日本動物福祉協会支部

(代表者会議)

第8条 本部の活動内容等について協議を行うため、必要に応じて代表者会議を開催するものとする。

2 会議の招集は、本部長が行うものとする。

3 本部長は、会議の開催にあたって必要があると認める場合は、兵庫県及び神戸市担当部局の職員の出席を求めることができるものとする。

(救援物資等保管施設)

第9条 支援団体やボランティアからの支援物資及び動物医薬品を保管するため次の施設を置くものとする。

(1)西部救援物資保管施設(兵庫県農業共済組合連合会阪神家畜診療所内)

(2)東部救援物資保管施設(尼崎市動物管理事務所内)

(3)動物医薬品受入施設(旗谷動物病院内)

(救援物資等の配布)

第10条 第9条の保管施設に保管されている救援物資については、各支部からの要請に基づき配布するものとし、救援活動を行う他のボランティアに対しても要請があれば配布するものとする。この場合、ボランティアに対しては、本部事務局に救援物資等の配布についての申し出を行い、本部事務局から保管施設に連絡を行うものとする。

(連絡体制)

第11条 本部と支部等との連絡体制図は、別表のとおりとする。

2 支部の連絡体制図は、各支部ごとに作成し、支部員に通知するものとする。

(行政機関等との調整)

第12条 本部は、救援活動を円滑に実施するため、兵庫県、神戸市、他府県行政機関、他府県市獣医師会、各種動物愛護団体等の指導及び協力を得ることとし、そのための連絡調整を行うものとする。

(救護センター)

第13条 一時保管並びに収容した負傷動物及び放浪動物の保管等を行うため、次の救護センターを設置するものとする。

(1)臨時救護センター:短期間の保管施設として設置する。

(2)仮設救護センター:保管動物が全て譲渡等されるまでの間の長期間にわたる保管施設として設置する。

2 維持・管理

(1)臨時救護センターは、本部の管理下に置くものとするが、その維持・管理は、当該施設が設置された支部の責任において行うものとする。

(2)仮設救護センターの維持・管理は、本部が直接維持・管理するものとする。なお、維持・管理にあたっては、他のボランティア団体の協力を得るものとする。

(ボランティアの活用)

第14条 ボランティア活動を行いたい旨の要望に対しては、できる限り協力を依頼するものとし、その調整は本部事務局が行うものとする。

2 本部事務局は、ボランティアの申し込みを受け、登録を行うとともに、各支部からのボランティア派遣要請に基づき、登録したボランティアに対し、活動する地域、活動内容等について連絡するものとする。

3 各支部は、本部から派遣されたボランティアと協力し救援活動を行うものとし、ボランティアに対して具体的な活動内容、保護した動物の搬入先等を連絡するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成7年1月26日から施行し、本部が終息の確認を行った日に効力を失うものとする。

2 この要綱の改廃は、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会阪神支部、兵庫県及び神戸市の協議により行うものとする。